

(様式第1号) (第2条関係) (複写用)

(共済組合提出用) ○ 長野県民交通災害共済組合申込書

会員番号

区・常会・組名		領収印	
住所 電話 () -		1人年額 400円 人 円	
フリガナ			
世帯主氏名			
注) 「指定受取人」欄には、死亡見舞金の受取人氏名を記入してください。 万一記入がない場合は、民法に規定する相続人の例によります。			
加入者氏名		指定受取人	組合記事欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
会費計算表		1人 400円	2人 800円
		3人 1,200円	4人 1,600円
		5人 2,000円	6人 2,400円

この申込書は、申込の際切り離さないでください。

申込書は3枚複写ですからボールペンで強く記入してください。

※ 収集した個人情報については、長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例に基づき、適切に扱い、見舞金の支払い以外に利用することはありません。

※ 加入申込時に住所、氏名等の個人情報が自治会役員の方の目に触れることとなりますが、ご了承ください。

(市控) ○ 長野県民交通災害共済組合申込書

会員番号

区・常会・組名		領収印	
住所 電話 () -		1人年額 400円 人 円	
フリガナ			
世帯主氏名			
加入者氏名		指定受取人	市記事欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※ 収集した個人情報については、長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例に基づき、適切に扱い、見舞金の支払い以外に利用することはありません。

※ 加入申込時に住所、氏名等の個人情報が自治会役員の方の目に触れることとなりますが、ご了承ください。

(様式第1号の2) (第2条関係) (電算打ち出し用)

(共済組合提出用) ○ 長野県民交通災害共済組合申込書

会員番号

住所		領 収 印	
		1人年額 400 円 人 円	
加入者氏名		指定受取人	組合記事欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

(市控) ○ 長野県民交通災害共済組合申込書

会員番号

住所		領 収 印	
		1人年額 400 円 人 円	
加入者氏名		指定受取人	市記事欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 収集した個人情報については、長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例に基づき、適切に扱い、見舞金の支払い以外に利用することはありません。

※ 加入申込時に住所、氏名等の個人情報が自治会役員の方の目に触れることとなりますが、ご了承ください。

記入方法については裏面をご覧ください。

(様式第2号) (第4条関係) (複写用)

(表面)

長野県民交通災害共済組合会員証 (兼領収書)		会員番号
区・常会・組名		領 収 印
住所 電話 () -		
フリガナ		
世帯主氏名		
・会員の期間 平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで ・中途加入 会費納入の翌日から平成 年 3 月 31 日まで		1 人年額 400 円 人 円
加入者氏名	指定受取人	(注) ・会員証は金融機関又は市の領収印を押印後、お返しします。 ・この会員証は大切に保管し、見舞金請求の際市役所窓口に掲示してください。なお、請求手続については、裏面を参考にしてください。 ・「指定受取人」とは、受傷者が死亡した場合の見舞金受取人です。記入がない場合は民法の相続人の例によります。
1		
2		
3		
4		
5		
6		
交通法規を守り、交通安全を心がけましょう!!		

※ 収集した個人情報については、長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例に基づき、適切に扱い、見舞金の支払い以外に利用することはありません。
 ※ 加入申込時に住所、氏名等の個人情報が自治会役員の方の目に触れることとなりますが、ご了承ください。

この会員証は大切に保管してください。

(裏面)

<h3>見舞金の請求手続</h3> <p>◎万一会員が交通事故にあわれたら、まず市役所窓口にお問い合わせをして、請求方法を確認してください。</p> <p>請求に必要な書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員証(兼領収書)(事故日の当該年度のもの) ・印鑑 ・人身事故扱いの交通事故証明書 <p>※入手できない場合は、物件事故扱いの交通事故証明書(受傷者の氏名が記載されているもの)又は交通事故申立書でも見舞金の請求はできますが、見舞金の金額に制限があります。(13級 55,000 円が上限。ただし、死亡及び障がい見舞金は半額です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書(入院日のわかるもの) ・その他組合長の指定する書類(諸用紙は市役所の窓口にあります。) ・見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの <p>★見舞金の請求期限は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内です。</p> <p>★自動車安全運転センター発行の人身事故扱いの交通事故証明書がないと見舞金の金額に制限があります。</p> <p>どんな小さな事故でも警察に届けましょう。</p>	<h3>見舞金額</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 40%;">見舞金額</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共済見舞金</td> <td>死亡※</td> <td>100 万円</td> <td rowspan="2"> ●同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・実通院日数は、1日として計算します。また、見舞金の対象は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の実入院及び実通院日数の合計とします。 ●はり、灸、マッサージ等の施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。 </td> </tr> <tr> <td>実入院 実通院 日数 90 日 ～ 2 日</td> <td>11 万円 ～ 2 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">障がい見舞金</td> <td>身障1級</td> <td>40 万円</td> <td rowspan="3"> 会員が交通事故を直接の原因として、災害を受けた日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則に規定する1～3級又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級の障害を残すこととなった場合に支給します。 </td> </tr> <tr> <td>身障2級 精神1級</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>身障3級</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遺児見舞金</td> <td>遺児1人につき</td> <td>30 万円</td> <td> 会員(父又は母)が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子があるときに支給します。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;"> ※死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することをいいます。 </p> <p style="font-size: x-small;"> 《見舞金の支給制限》 ●見舞金を支給しない場合 ・会員又は見舞金受取人による故意の事故 ・地震、噴火、洪水その他天災による事故 ・無免許運転(同乗者含む) ・酒気を帯びての運転(同乗者含む) ・麻薬等の薬物使用時の運転(同乗者含む) ・犯罪行為中の事故(同乗者含む) ●減額(50%)支給の場合 ・速度違反・居眠り運転 ・はみ出し禁止の道路標識を越えた事故 ・信号無視・ヘルメット及びシートベルト等非着用 ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り ・警報機又は遮断機が作動中の踏切への進入 ・軌道内進入・路上横断 ・その他受傷者に重大な過失があった場合 </p>	種類	見舞金額	備考	共済見舞金	死亡※	100 万円	●同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・実通院日数は、1日として計算します。また、見舞金の対象は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の実入院及び実通院日数の合計とします。 ●はり、灸、マッサージ等の施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。	実入院 実通院 日数 90 日 ～ 2 日	11 万円 ～ 2 万円	障がい見舞金	身障1級	40 万円	会員が交通事故を直接の原因として、災害を受けた日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則に規定する1～3級又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級の障害を残すこととなった場合に支給します。	身障2級 精神1級	30 万円	身障3級	20 万円	遺児見舞金	遺児1人につき	30 万円	会員(父又は母)が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子があるときに支給します。
種類	見舞金額	備考																				
共済見舞金	死亡※	100 万円	●同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・実通院日数は、1日として計算します。また、見舞金の対象は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の実入院及び実通院日数の合計とします。 ●はり、灸、マッサージ等の施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。																			
	実入院 実通院 日数 90 日 ～ 2 日	11 万円 ～ 2 万円																				
障がい見舞金	身障1級	40 万円	会員が交通事故を直接の原因として、災害を受けた日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則に規定する1～3級又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する1級の障害を残すこととなった場合に支給します。																			
	身障2級 精神1級	30 万円																				
	身障3級	20 万円																				
遺児見舞金	遺児1人につき	30 万円	会員(父又は母)が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子があるときに支給します。																			

(様式第2号の2) (第4条関係) (電算打ち出し用)

(表面)

長野県民交通災害共済組合会員証 (兼領収書)		会員番号
住所		領 収 印
1 会員の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 中途加入 会費納入の翌日から平成 年 月 日まで 2 会員証は金融機関又は市の領収印を押印後、お返しします。 3 この会員証は大切に保管し、見舞金請求の際市役所窓口に掲示してください。なお、請求手続については、裏面を参考にしてください。		1 人年額 400 円 人 円
加入者氏名	指定受取人	注)「指定受取人」とは、 受傷者が死亡した場合の見舞金受取人です。記入がない場合は、民法の相続人の例によります。
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

交通法規を守り、交通安全を心がけましょう!!

この会員証は大切に保管してください。

(裏面)

見舞金の請求手続

◎万一会員が交通事故にあわれたら、まず市役所窓口にお問い合わせをして、請求方法を確認してください。

請求に必要な書類等

- ・会員証 (兼領収書) (事故日の当該年度のもの)
- ・印鑑
- ・人身事故扱いの交通事故証明書
 - ※入手できない場合は、物件事故扱いの交通事故証明書 (受傷者の氏名が記載されているもの) 又は交通事故申立書でも見舞金の請求はできますが、見舞金の金額に制限があります。(13級 55,000 円が上限。ただし、死亡及び障がい見舞金は半額です。)
- ・医師の診断書 (入院日のわかるもの)
- ・その他組合長の指定する書類 (諸用紙は市役所の窓口にあります。)
- ・見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの

★見舞金の請求期限は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内です。

★自動車安全運転センター発行の人身事故扱いの交通事故証明書がないと見舞金の金額に制限があります。

どんな小さな事故でも警察に届け出ましょう。

見舞金額

種類	見舞金額		備考
	死亡※	100万円	
共済見舞金	実入院実通院日数 90日～2日	11万円～2万円	●同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・実通院日数は、1日として計算します。また、見舞金の対象は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の実入院及び実通院日数の合計とします。 ●はり、灸、マッサージ等の施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。
	障がい見舞金	身障1級 40万円 身障2級 30万円 精神1級 30万円 身障3級 20万円	
遺児見舞金	遺児1人につき	30万円	会員 (父又は母) が交通事故により死亡した場合、その者と生計を一にしていた義務教育終了前の子があるときに支給します。

※死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内とその事故が直接の原因で死亡することをいいます。

《見舞金の支給制限》

- 見舞金を支給しない場合
 - ・会員又は見舞金受取人による故意の事故
 - ・地震、噴火、洪水その他天災による事故
 - ・無免許運転 (同乗者含む)
 - ・酒気を帯びての運転 (同乗者含む)
 - ・麻薬等の薬物使用時の運転 (同乗者含む)
 - ・犯罪行為中の事故 (同乗者含む)
- 減額 (50%) 支給の場合
 - ・速度違反 ・居眠り運転
 - ・はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
 - ・信号無視 ・ヘルメット及びシートベルト等非着用
 - ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り
 - ・警報機又は遮断機が作動中の踏切への進入
 - ・軌道内進入 ・路土横断
 - ・その他受傷者に重大な過失があった場合

(様式第3号) (第6条関係)

長野県民交通災害共済 見舞金請求書 (共済組合提出用)

捨印

請求年月日	平成 年 月 日		見舞金受取先 銀行 金庫 組合 農協 店
見舞金の種類	1 共済見舞金 2 障がい見舞金 3 遺児見舞金		
会員証番号	(加入 年 月 日)		
事故発生日時	平成 年 月 日	午前 午後 時 分頃	
※傷害の程度	死亡・傷害 (日) 支給制限 障がい 1・2・3級		
※見舞金認定額	級 (身障1・2・3級、精神、遺児) 円		
現住所	(〒 -) TEL ()		
世帯主氏名			
受 傷 者	フリガナ 氏名	ⓧ	
	生年月日	明 昭 年 月 日 大 平	
受 傷 者 が 未成年の場合	フリガナ 親権者	ⓧ	
受 傷 者 が 死亡の場合	受取人 住所	(〒 -)	
	死亡者との続柄	フリガナ 氏名 ⓧ	
死亡者に遺児 がある場合	遺児氏名	生年 月 日 平 年 月 日 (歳)	
	受取人 住所	(〒 -)	
	遺児との続柄	フリガナ 氏名 ⓧ	
※添付書類 ○で囲む	1 人身事故扱いの交通事故証明書 2 物件事故扱いの交通事故証明書 3 交通事故申立書 4 診断書 5 死亡診断書 6 戸籍謄本等 7 障がいに係る診断書 8 身体障害者手帳等 (写)		} 死亡見舞金及び遺児見舞金の場合 } 障がい見舞金の場合

◎口座名義は見舞金受取人の口座に限ります。

上記「※」欄は請求者は記入しないでください。

組合 決定	決裁権者	係	担当者	担当者				
見舞金の等級	傷害の程度等	金額(円)	check	傷害の程度等	金額(円)	check	見舞金請求について副申 上記請求書のとおり相違がないので見舞金を交付されたい。 平成 年 月 日 (市長名) ⓧ	
	1級 死亡	1,000		13級 35日~39日	55			
	2級 90日以上	110		14級 30日~34日	50			
	3級 85日~89日	105		15級 25日~29日	45			
	4級 80日~84日	100		16級 20日~24日	40			
	5級 75日~79日	95		17級 15日~19日	35			
	6級 70日~74日	90		18級 10日~14日	30			
	7級 65日~69日	85		19級 5日~9日	25			
	8級 60日~64日	80		20級 2日~4日	20			
	9級 55日~59日	75		障がい	1 身障 (1級)	400		
	10級 50日~54日	70			2 身障 (2級)・精神 (1級)	300		
	11級 45日~49日	65			3 身障 (3級)	200		
12級 40日~44日	60		遺児見舞金	300				
決定後の処理								
支 払			台 帳					
年 月 日			年 月 日					

2枚複写とし、(市控)には組合決定欄は除き、市役所決裁欄のみとする。

市役所 決裁欄	課長	課長補佐	係長	係	担当者

(様式第4号) (第8条関係)

(郵便はがき)

見舞金決定及び支払通知書

依頼日	年 月 日	No.	
見舞金の種類			
見舞金額	円		
受傷者氏名	様		
振込先	(金融機関名)		(支店名)
	預金種別		口座番号
	様		

長野県庁内局

料金後納
郵便

〒

様

このたび、交通災害を受けられましたことを心からお見舞い申し上げます。
上記口座へ見舞金を送金申上げましたのでお受け取りください。

[見舞金と税との関係]
所得税一課税対象とはなりません。
相続税一死亡した場合のご遺族に支給される見舞金は課税対象となります。非課税限度額など詳しくは税務署へお問い合わせください。

長野県民交通災害共済組合
〒380-0871
長野市西長野自治会館内
電話 026-234-3611

(様式第5号) (第2条関係)

甲 表

長野県民交通災害共済組合団体加入申込書 (1枚目「共済組合提出用」、2枚目「市控」)					
加入申込年月日		会員番号	記号		番号
年 月 日					
※	①	義務教育終了前	住 所	市	
	②	障がい者・生活保護受給者等の公費負担			
	③	上記1及び2以外	校・園・所名		
学級又は組名 (1 の場合)					
取扱代表者氏名					
加入者総数			名 (氏名乙表のとおり)		
会費	会費 (1人 円) × 人	記事		会費領収印	
費	総額 円				

※1～3の該当の番号に丸印をすること。

- 1は、長野県民交通災害共済条例施行規則第2条第2項に該当するもの
- 2は、同条第3項に該当し、かつ、会費が公費負担によるもの
- 3は、同条第3項に該当する2以外のもの

乙 表

加入者氏名一覧

住所 (市名は省略)	加入者氏名	生年月日	親権者又は指定受取人	記事欄
		年 月 日		

- (注意) 1 会員の期間は、申込みの翌日から当該年度の3月31日までです。ただし、次の年度の会員になるために申込みをした場合の始期は、新年度4月1日です。
- 2 加入者氏名欄の余白には斜線を引いてください。
- 3 「指定受取人」とは、受傷者が死亡した場合の見舞金受取人です。
- 4 乙表は、本表に準じた名簿の提出をもって代えることができます。

(様式第6号) (第4条関係)

甲 表

長野県民交通災害共済組合団体加入会員証 (兼領収書)					
加入申込年月日		会員番号	記号		番号
年 月 日					
※	① 義務教育終了前	住 所	市		
	② 障がい者・生活保護受給者等の公費負担				
	③ 上記1及び2以外	校・園・所名			
学級又は組名 (1 の場合)					
取扱代表者氏名					
加入者総数		名 (氏名乙表のとおり)			
会費	会費 (1人 円) × 人	記事			会費領収印
費	総額 円				

※1～3の該当の番号に丸印をすること。

- 1は、長野県民交通災害共済条例施行規則第2条第2項に該当するもの
- 2は、同条第3項に該当し、かつ、会費が公費負担によるもの
- 3は、同条第3項に該当する2以外のもの

乙 表 加入者氏名一覧

住所 (市名は省略)	加入者氏名	生年月日	親権者又は指定受取人	記事欄
		年 月 日		

- (注意) 1 会員の期間は、申込みの翌日から当該年度の3月31日までです。ただし、次の年度の会員になるために申込みをした場合の始期は、新年度4月1日です。
- 2 加入者氏名欄の余白には斜線を引いてください。
- 3 「指定受取人」とは、受傷者が死亡した場合の見舞金受取人です。
- 4 乙表は、本表に準じた名簿の提出をもって代えることができます。